

平成27年 7月31日
(金曜日)

北海道教育委員会 公 報

(号 外)

目 次

共同訓令（北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部）

- 北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令…………… 1
- 北海道交通安全総合対策本部設置規程を廃止する訓令…………… 1

共 同 訓 令

北 海 道
北海道教育委員会訓令第3号
北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年 7月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫
北海道警察本部長 室 城 信 之

北海道男女平等参画推進本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道男女平等参画推進本部設置規程（平成7年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者、警察本部警務部長及び警察本部生活安全部長」を「北海道教育庁教育部長並びに北海道警察本部の警務部長及び生活安全部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年 7月31日から施行する。

北 海 道
北海道教育委員会訓令第4号
北海道警察本部

庁 中 一 般
部 局

北海道交通安全総合対策本部設置規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成27年 7月31日

北 海 道 知 事 高 橋 はるみ
北海道教育委員会教育長 柴 田 達 夫
北海道警察本部長 室 城 信 之

北海道交通安全総合対策本部設置規程を廃止する訓令

北海道交通安全総合対策本部設置規程（昭和43年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年 7月31日から施行する。

